

□ 政策評価及び事業評価の支援業務

政策評価は、1990年代後半から全国の地方自治体において取り組みが始められましたが、国の各省庁におきましても、2002年4月1日の「行政機関が行う政策の評価に関する法律（行政評価法）」の施行に伴い、幅広い政策分野を対象とした総合的な政策評価が実施されています。

弊社は、ここにご紹介いたします国土交通省及び地方自治体の『政策レビュー』や『個別公共事業評価』など、政策評価支援業務における豊かな経験を活かしながら、政策評価及び事業評価の遂行のお手伝いをいたします。

1 政策評価とは？

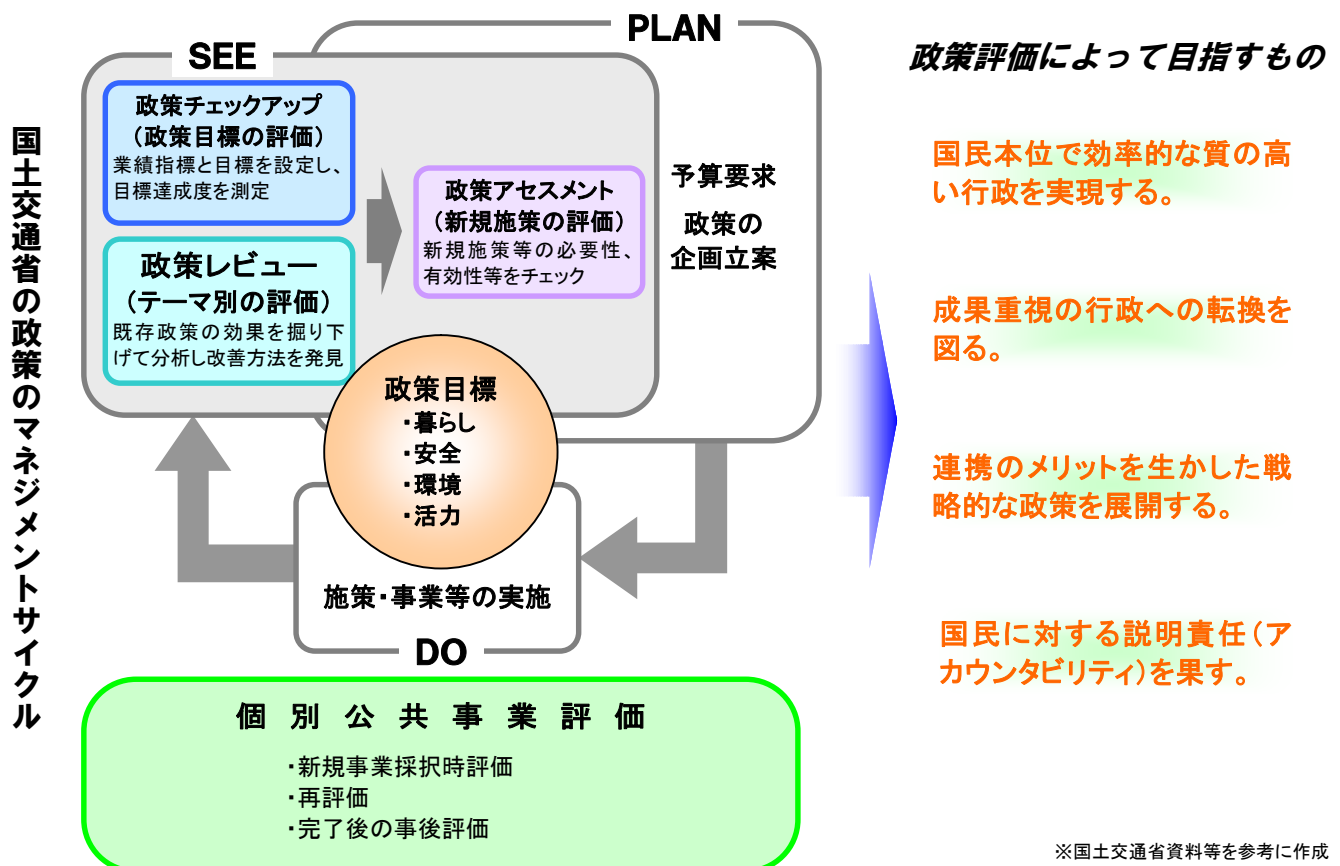
政策評価とは、行政が実施またはこれから実施しようとしている施策や事業について、投入予算、実施規模、実施手法、行政の業績（アウトプット）、そして、国民の成果（アウトカム）について測定・分析することで、既存の施策・事業の改善や新たな企画・立案に向けて積極的に情報を提供することです。

政策評価では、「企画立案（Plan）」「実施（Do）」「評価（See）」という政策のマネジメント・サイクルを確立することで、政策の不断の見直しや改善につなげていくことが可能になります。

【国土交通省の政策評価】

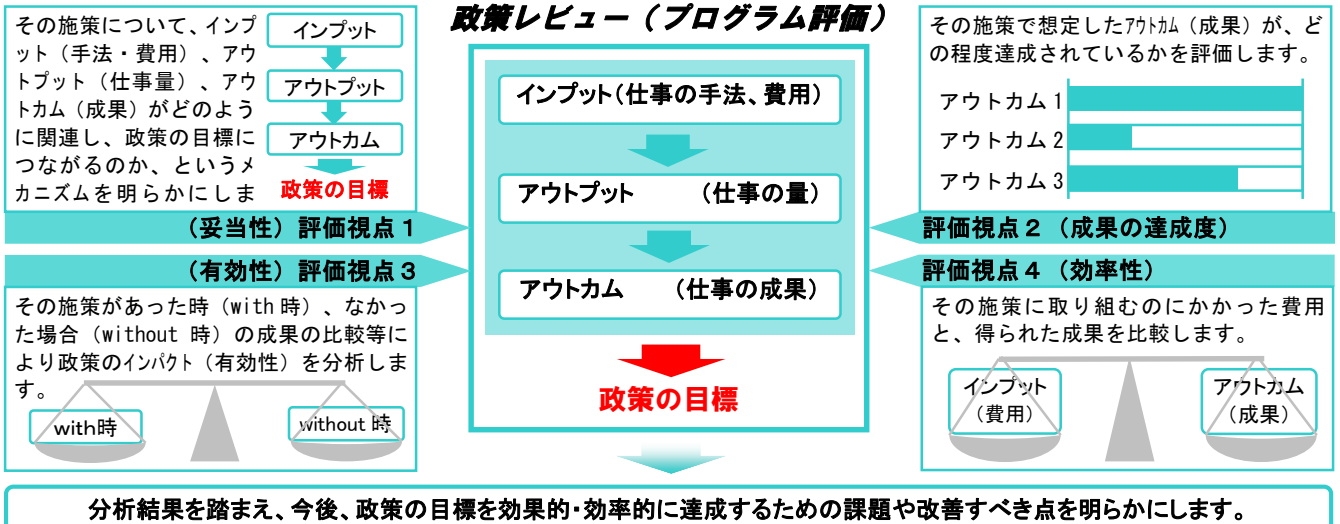
国土交通省では、政策評価の手法として、構想・計画段階での「政策アセスメント（事前評価）」、実施過程での「政策チェックアップ（業績評価）」、完了後の「政策レビュー（プログラム評価）」の3つを導入しています。

また、「個別公共事業評価」として個別の公共事業について、新規事業採択時の事前評価、中間段階での再評価、事業完了後の評価を行っています。



2 政策レビュー(プログラム評価)

政策レビュー(プログラム評価)とは、行政機関の特に重要な政策をテーマとして選定し、社会経済情勢や政策チェックアップの結果などを踏まえて政策の妥当性、有効性、効率性などについて総合的に掘り下げた分析・評価を行う手法です。

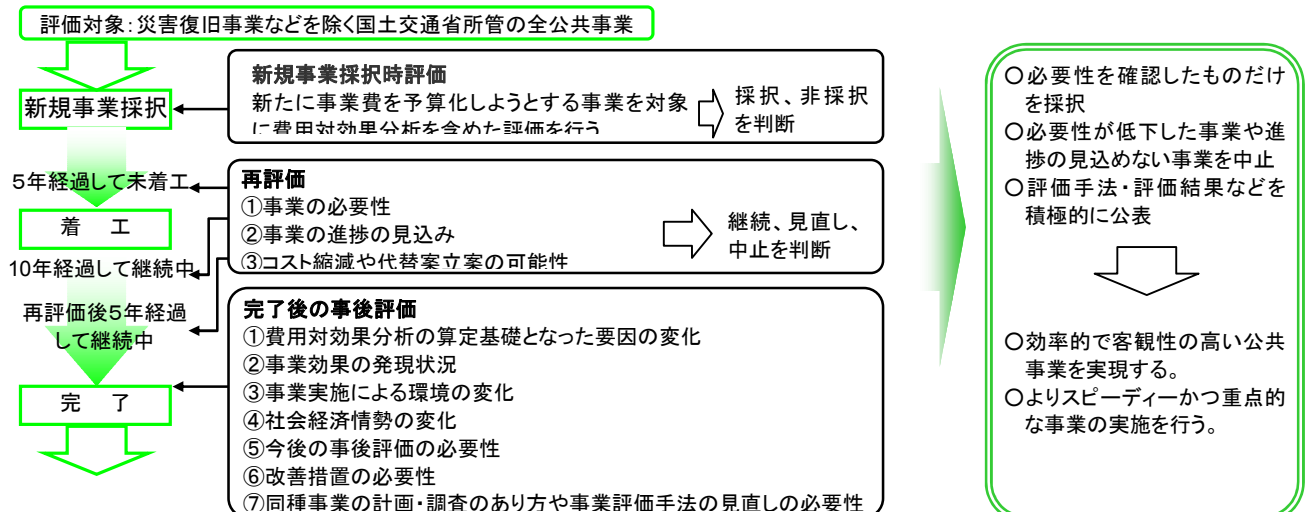


3 個別公共事業評価

※国土交通省資料等を参考に作成

個別の公共事業について、以下の3段階の評価を行うことが義務づけられています。

- ①新規事業採択時評価：新たに事業を採択する際の必要性などの評価
- ②再評価：実施中の事業の継続又は中止の判断のための評価
- ③完了後の事後評価：完了後の事業の効果等を確認し必要に応じ改善措置などを検討するための評価



※国土交通省資料等を参考に作成

4 関連業務実績

- 政策レビュー
 - ・国際ハブ港湾のあり方 ―グローバル化へ向けて― (平成13～14年度)
 - ・みなとのパブリックアクセス向上 ―地域と市民のみなとの実現に向けて― (平成14～15年度)
- 個別公共事業評価
 - ・湘南港港湾環境整備事業(再評価) (平成14年度)
 - ・葉山港港湾環境整備事業(再評価) (平成16年度)
 - ・その他港湾、道路、橋梁、公園等各分野での個別公共事業評価の実績多数



セントラルコンサルタント株式会社

<http://www.central-con.co.jp>

お問い合わせ先：東京第一事業部 計画都市部